

佐賀県告示第 225 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等を変更する旨の届出があった。

令和 3 年 7 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称		所在地	変更年月日
医療法人三樹会みき 訪問看護ステーション	旧	三養基郡上峰町坊所 276 番地 4	令和元年 10 月 1 日
	新	三養基郡上峰町大字坊 所 279 番地 1	
旧	すどう歯科医院	唐津市呼子町呼子 4182 番地	令和元年 11 月 1 日
新	よぶこ歯科医院	2	